

VIEW

半休時の異経路通勤代、何故、すぐに出ないの？

もう、ご承知だと思いますが、回送利用者の半休利用時の異経路通勤が認められ、通勤代が出る事が明らかになりました。しかし、支払い方法等が決まっておらず、4月以降になるという話です。

半休制度が昨年12月からスタートしているのに、なぜ、こんなに時間がかかっているのでしょうか？

会社の就業規則では、下記の項目しかありません。

賃金規定 第57条の9

「事故等、事前に予測不可能な要因により、認定した交通機関が運休となったため、・・・(中略)・・・実費相当額を支給することがある。」となっています。

半休は予測不可能ではなく、前からわかっていることです。するとこの規定を変えるか、何か違う規定を取り決めなくてはなりません。

このために時間がかかっているのでしょうか？

異経路通勤でこんな問題が！！

自動車通勤のある社員が、午前中に新大阪で出張があり、午後は大交両で仕事をするという勤務がありました。管理者から「新大阪には公共交通機関を使うように」と言われ、電車で出勤し、出張を終え、電車でJR茨木駅経由でシャトルバスを使って大交両で午後仕事をしました。

ここで、管理者から出勤時の異経路通勤の通勤代は支払われますが、帰りは出ないと言われました。この社員は電車で出勤し、職場に自動車があるわけでもなく、自腹をきって電車で帰りました。

会社の都合での出張は往復とも通勤代を支払うべきです。

みなさん！！疑問に思ったことは声に出していきましょう！！

そして、一緒に解決していきましょう！！